

担当課(学校教育課)

結果（途中・終了）

平成27年4月1日時点

2 市民参加の手続 実施結果について

通称	江戸川台小学校通学区域の変更について	市が考える市民等への影響	<メリット> ・流山市立小の指定区域が決まることにより就学する児童の適正な教育環境が確保される。 ・保護者、児童が安心して通学ができる環境を整備できる。
名称	流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正		<デメリット>
概要	流山市が設置した江戸川台小学校に就学している児童の内、八木北小学校区域、東深井小学校区域、西初石小学校区域の一部に在住し、通学区域外から就学している児童が多いことから、通学区域を検討するために、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等を踏まえて、通学区域を変更する場合は、「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」を改正するものである。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	江戸川台小学校に就学する児童の通学区域の一部の見直しをするにあたり、通学区域を変更する区域の児童の保護者及び住民に説明会を開催し、教育委員会の案を説明し、保護者等の意見、要望を聞くことができた。		

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由 (意見交換会)	<審議会> ・通学区域は、学校規模、通学距離、通学経路についての規定や指針、地域コミュニティの考え方などの様々な専門的な見地からの審議や意見を取り入れることとされていることから、学校長、PTA、地域の状況を良く把握している方々を委員として、審議や意見を聴取する必要があるため。 <意見交換会> ・指定区域の見直しを検討している区域について、保護者との意見交換することにより教育委員会の考えを伝えることができ、また、保護者の率直な意見を聴取することができると思ったため。
---	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
流山市通学区域審議会	<H26第2回通知書> 平成26年11月11日 <H26第3回通知書> 平成27年2月9日			<H26第2回審議会> 平成26年12月16日 <H26第3回審議会> 平成27年3月23日	委員数 14名	<審議会委員の構成> 公募の市民等1名、PTA代表2名、学識者3名、関係行政機関2名、地区社会福祉協議会6名	<HP> 平成26年1月15日	<input checked="" type="checkbox"/> 意見を反映した (案を修正した)		
意見交換(説明会)	保護者説明会 平成27年2月4日通知			平成27年1月7日 江戸川台東自治会委員 こうのす台自治会委員 平成27年1月8日 オータウン江戸川台自治会委員 平成27年2月28日実施 江戸川台小学校 東深井小学校 北部中学校			<HP> 平成27年4月10日予定	<input type="radio"/> 案を修正しなかった <input type="radio"/> その他		
								<input checked="" type="checkbox"/> 意見を反映した (案を修正した)		
								<input type="radio"/> 案を修正しなかった <input type="radio"/> その他		
								<input checked="" type="checkbox"/> 意見を反映した (案を修正した)		
								<input type="radio"/> 案を修正しなかった <input type="radio"/> その他		

(2) 実施された市民参加の流れ

.....→ * 継続的なもの